令和５年度第２回大阪府環境審議会水質部会

令和６年１月２９日（月）

（午後２時００分　開会）

【事務局（橋本参事）】　　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和５年度第２回の大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

本日はオンラインでの開催とさせていただいております。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課、橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の部会の資料につきまして確認させていただきます。委員の皆様には事前にメールにてお配りしております資料となります。

最初に議事次第がございます。続きまして、資料１－１が２０２４（令和６）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についての諮問文となってございます。資料１－２が２０２２（令和４）年度の公共用水域及び地下水に係る水質の現況、資料１－３が公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方、資料１－４が２０２４（令和６）年度公共用水域の水質測定計画（案）について、資料１－５が２０２４（令和６）年度地下水の水質測定計画（案）について、資料１－６が２０２４（令和６）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）となってございます。それから、資料２で大阪府環境審議会水質部会運営要領新旧対照表を添付しております。また、参考資料といたしまして、参考資料１、大阪府環境審議会水質部会運営要領・同委員名簿となってございます。

皆様、資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、この資料でございますけれども、大阪府ホームページの本部会のページにも掲載いたしております。

本日の部会でございますけれども、４名全ての委員に御出席いただいておりまして、本部会の運営要領第４の２の規定により成立しておりますことを報告いたします。

また、本日の会議につきましては、大阪府情報公開条例第３３条の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

傍聴につきましては、ユーチューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おき願います。

それから、オンラインでの開催に当たりまして皆様にお願いがございます。

資料は画面での共有はいたしませんので、お手数でございますが、事前に送付させていただきました資料をお手元で御覧くださいますようお願いいたします。

また、ネットワークの負荷を抑えるため、審議に入りましたらカメラをオフにしていただき、音響トラブルを避けるため、御発言の際を除きましてマイクはミュートにしていただきますようお願いいたします。

御発言の際は挙手ボタンを押していただき、部会長からの指名の後、ビデオをオン、マイクのミュートを外して御発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、ビデオはオフに、マイクはミュートに戻していただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。

岸本部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【岸本部会長】　　皆様、こんにちは。卒・修論等で、多分、委員の先生方、お忙しいところだと思いますが、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に従いまして早速審議のほうを始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題の１つ目ですけれども、２０２４年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということで、こちらのほうは大阪府のほうから諮問があるということでございますので、まず、そちらのほうからよろしくお願いいたします。

【事務局（小林室長）】　　環境管理室長の小林でございます。

本案件は、部会運営要領の規定によりまして、本部会の決議が審議会の決議となるものでございます。本来であれば、私のほうから諮問文を部会長にお渡しするところですけれども、オンラインですので、こちらで読み上げさせていただきまして、委員の皆様には資料１－１を御覧いただくことで代えさせていただきます。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪府環境審議会会長、辰巳砂昌弘様。大阪府知事、吉村洋文。

２０２４（令和６）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）。

水質汚濁防止法第１６条第１項の規定に基づき、２０２４（令和６）年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添案のとおり作成するに当たり、同法第２１条第１項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。承りました。

それでは、ただいまの諮問につきまして審議に移ってまいりたいと思います。

まず、事務局のほうから資料１－２、２０２２年度公共用水域及び地下水に係る水質の現況についてということで説明をお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】　　環境保全課の佐々木でございます。

測定計画の前に、資料１－２によりまして、令和４年度の水質の環境基準の達成状況、過去の水質の推移等を御説明いたします。

１ページから４ページに河川の状況について記載してございます。

１ページ、健康項目につきましては、令和４年度は、ふっ素が１地点、ほう素が10地点で環境基準を達成しませんでしたが、自然状態で海水に含まれるふっ素やほう素の影響と考えられます。ここ数年間の環境基準を達成しなかった健康項目は、自然由来と考えられるものでございます。

２ページから３ページにかけまして、ＢＯＤの環境基準達成率及び主要河川におけるＢＯＤ年平均値の経年変化を掲載しておりますが、ともに長期的には改善傾向にございます。

令和４年度は、ＢＯＤの環境基準を達成しなかった地点が８地点ございましたが、それらの地点の周辺における水質に係る申請・届出の確認の結果、令和４年度に河川水質の変動に影響を及ぼす新たな発生源の立地等はございませんでした。

３ページの下のところでございますが、水生生物の保全に係る項目で、全亜鉛につきましては横ばいで推移しておりまして、ノニルフェノールとＬＡＳは１００％達成してございます。

４ページに、要監視項目の概要について記載しております。

令和４年度に暫定指針値を含みます指針値を達成しなかったのは、モリブデンの１地点と、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの３地点でございました。ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡにつきましては、令和２年５月に新規に設定された項目ですので、令和３年度、４年度の２年間で府域全体の調査を行いまして、８６河川１１９地点中１９河川２３地点で暫定指針値を超過しました。

５ページから７ページに海域の状況について記載してございます。

５ページ、海域の環境基準のうち、ア、人の健康の保護に関する項目は、全ての地点で環境基準を達成していますが、イ、生活環境の保全に関する項目のうち、ＣＯＤの達成率については６６.７％と横ばいの傾向となっております。全窒素、全りんにつきましては、達成率は１００％でございました。

ＣＯＤの濃度は、６ページの上のグラフのような経年変化となっておりまして、近年は横ばいとなってございます。

また、６ページの下から７ページにかけまして、全窒素、全りんの表層濃度の年平均値の経年変化グラフを掲載していますが、おおむね減少傾向から、近年は横ばいでございます。

その下の②水生生物の保全に係る項目、全亜鉛、ノニルフェノール及びＬＡＳにつきましては、全測定地点で環境基準を達成してございます。

８ページから１２ページに地下水質の状況について記載してございます。

まず、８ページです。府域全体の地下水質の状況を把握する概況調査で、令和４年度は４地点で環境基準を達成しませんでした。

９ページに概況調査地点をお示ししていますが、環境基準未達成地点は黒丸でお示ししております。

１０ページに地下水の汚染が懸念される地点での汚染井戸周辺地区調査を行った結果をお示ししております。３地区で環境基準を達成しませんでした。

１１ページからは、地下水の汚染が判明している地点での継続監視調査でございます。

こちらは１２ページに地図をお示ししておりますが、９１地区で実施しまして、半数強の４７地区で環境基準未達成という結果でございました。

以上で、簡単ではございますが、資料１－２の水質の現況についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから１つだけよろしいでしょうか。７ページのところにグラフが下のほうにあって、これは赤潮のデータですかね。特に先ほどの説明の中では何か言及があったわけでもなかったんですけど、このあたりについて特筆すべき点とか何かございますでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　面積、件数ともに極端に変動をして減るということもなく、どちらかというと横ばいで推移しているような傾向かと思います。

【事務局（橋田課長）】　　湾奥部については、やっぱりりんとか窒素の経年変化を見ても、最近ちょっと横ばいという形ですから、なかなかやっぱり改善までいってないという状況もあります。もちろんそれに伴いまして赤潮についても変動は若干あるのはあるんですけど、やっぱりああいったものは出てきているので、底層ＤＯの改善なども含めて、まだまだ対策は必要と理解しております。

【岸本部会長】　　なるほど。グラフがあったものだから、何か意図があってのことかなと思ってお伺いしました。何か問題があるという趣旨ではありませんが、全りん等の変化と赤潮のほうの発生件数を見てみるとかなり似たような動きですね。例えば令和元年、２年あたりぐらいにちょっとピークがあり、全りんの動きとかも似たようなパターンをしていますので、多分そういうことかなと思いながらちょっと説明をお伺いしました。ありがとうございます。

益田委員、どうぞ。

【益田委員】　　ありがとうございます。４ページでちょっと教えていただきたいんですけど、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出された場所というのには大体傾向が、地理的に固まった地域に見つかっているんでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡにつきましては、令和３年度、４年度の２年間で暫定基準値を超過した地点ということなんですけれども、大阪市内河川と、それから大和川水域以外の水域には広く見られております。ただ、超過地点数では寝屋川水域が最多になっておりまして、比較的高濃度の地点が多いのが淀川水域いうふうになっております。

【益田委員】　　汚染原因を突き止めるとこまではいってない。河川というのは多分周辺の平均的な濃度を表すようなことになるかと思うんですけど、汚染源の特定まではいかない感じなんですか。

【事務局（佐々木総括）】　　河川の場合、上流の部分に、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの製造や使用をしていた事業所等の発生源が把握できたという地点がございませんで、汚染源については特定できていないという状況でございます。

【益田委員】　　多分これからずっと監視を続けていくと増えていく可能性があるので、ちょっと注意して見る必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。このあたりは要監視項目ということですね。測定も開始されたばかりですので、今後経年的な動きとか、そういったことを注視していく必要があるのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

どうぞ、島田先生。

【島田委員】　　今の益田委員の御質問に関連してですが、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが暫定指針値を超過した水域が偏っているということですが、ＢＯＤや亜鉛など、濃度がずっと横ばいで未達成の水域もありますので、もし、それらも同じ水域、寝屋川や淀川の水域であるのかどうか、従来の未達成の項目は別の水域でみられるのか、など、今後、従来の項目の測定に新しい物質の測定データも加えて、すべての項目を一括して見て分析できるように大阪府として情報・データを管理する体制でいただければと思いますので、よろしくお願いします。質問ではなく付け足しのコメントです。よろしくお願いします。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。このようにモニタリングをする目的は、やはりそういった何らかの問題が起こったときにその要因を可及的速やかに突き止めて対応をしていく。そのために日頃からこのような形でモニタリングをしているものでございますので、データを俯瞰的に見ながら、地域的な問題がないかということについては、日頃から大阪府のほうでも注視をしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

こんな言い方をしたら失礼ですが、例年どおりといえば例年どおりという状況で、特段何か急激に悪化したとか、そういう状況は見受けられていないと私は理解いたしました。そういう意味では、まだ未達成のところが残っていますので、今後いろいろ努力をしていかないといけないところではございますけれども、早急に今日明日にでも何かをしないといけないという状況ではないだろうということで、これまでいろいろと地道に取り組んでいる施策を引き続き地道に進めていくということだなと思いました。ありがとうございます。

それでは、次、資料１－３、公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的な考え方と資料１－４、２０２４年度公共用水域の水質測定計画（案）についてということで、こちらのほう、説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】　　それでは、２０２４（令和６）年度公共用水域の水質測定計画（案）の説明の前に、資料１－３、公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方――以降、「効率化・重点化の基本的考え方」と呼称いたします――について御説明いたします。

効率化・重点化の基本的考え方は、水質部会で御審議いただいたものでございますが、今回は特に改定事項はございません。

この考え方には、３ページ目の別表にございますとおり、水質測定計画における標準的な測定回数である計画規定回数を定めておりまして、少なくとも過去５年間の検出状況を確認して効率化・重点化を行うことを定めております。

例えば４ページ目のフロー図の左側の生活環境項目の場合、ある地点でＢＯＤの過去５年間の全ての検体値が環境基準値以下であれば、生活環境項目の年間測定回数を１２回から４回に効率化できます。また、逆に、一度生活環境項目を年４回に効率化した地点でＢＯＤが環境基準値を超過した場合は、年間１２回の測定に重点化が必要となるといったことを項目の種類ごとに決めております。

効率化を行った地点でさらなる効率化を検討しようとする場合は、以前の効率化以後の５年間以上の検体値について検討を行います。

なお、要監視項目は、計画規定回数について３年に１回のローリングというのを基本としておりまして、５年間では５検体そろいませんので、５検体そろってから検討を行うということにしておりますが、「効率化・重点化の考え方」の基本は５年間の検体値での検討ですので、５年未満で５検体そろう場合も５年間の検体値を基にして検討をいたします。

次に、資料１－４で２０２４（令和６）年度公共用水域の水質測定計画（案）について御説明いたします。

２０２４（令和６）年度公共用水域の測定計画の作成に当たりましては、先ほど簡単に御説明しました効率化・重点化の基本的考え方を踏まえまして、令和５年度から測定回数等を変更して作成しております。

水質の常時監視を行っている河川１３９地点及び海域２２地点につきまして、過去５年間以上の水質の状況と効率化・重点化の基本的考え方を踏まえまして、効率化及び重点化する測定地点を抽出したものが表１でございます。

さらに、令和６年度に既存のローリング調査を実施する地点での項目の増減を追加しまして、生活環境項目等の項目別に変更内容を整理したものが４ページの表２になります。

表２で主な増加・減少について見てみますと、この増減の数値につきましては、今年度の測定回数に対しまして令和６年度は増加するか減少するかを記載してございます。

まず、生活環境項目の①ですが、ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、大腸菌数の６項目につきまして、過去に年１２回から年４回に効率化された河川の２地点でＢＯＤが環境基準値を超過したため、「効率化・重点化の基本的考え方」に従いまして、年１２回の測定に重点化するものでございます。

次に、健康項目の④でございますが、河川の５地点でカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等につきまして、過去１０年間報告下限値未満であったために、項目によっては年２回または年１回という測定を行っていたのを３年ローリングとして効率化を行います。

特殊項目の⑦ですが、フェノール類、溶解性マンガン、全クロムにつきまして、過去１０年間報告下限値未満であったため、年１回の測定から３年ローリングに移行する２地点など、計４地点で効率化を行います。

要監視項目の⑨については、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡあるいは全マンガンが指針値あるいは暫定指針値を超過したために、ローリングから毎年測定に重点化を行います。

⑨で重点化にもかかわらず増減なしとなっている行がございますのは、令和５年度に２年ローリングで１回測定していますが、令和６年から毎年１回にしますので、頻度を増やす重点化になりますが、令和５年と令和６年で測定回数自体に増減はないということでございます。

要監視項目の⑫です。フェノール、ホルムアルデヒド等の１０項目について、過去５検体について指針値の２分の１以下のため、ローリング回数を年２回から年１回に減少させる３地点等、計５地点でローリングへの移行、またはローリングで測定する年間の回数を減少させるという効率化を行います。

⑫で効率化にもかかわらず増加となっている行がございますのは、ローリング地点で従来どおり測定しますと、令和６年度は年２回測定するというところを年１回測定するという効率化を行いますが、令和５年度には測定がなく令和６年度に測定を行いますので、前年度と比べると回数は増加となるということでございます。

そのほか、市域でのＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの状況確認のために測定回数を増加させる、あるいは計画規定回数に合わせて測定回数を増加させるなどの変更を行います。

以上、河川では効率化を１０地点で行いまして、重点化を３４地点で行います。既存のローリングでの増減も踏まえますと、令和５年度に比べまして２２検体減少いたします。

また、４ページの初めのところにございますが、海域では既存のローリングでの増減のみでございまして、令和５年度に比べて６検体増加いたします。

底質測定に関する変更内容を５ページの表３にお示ししております。

変更内容につきましては、既存のローリング調査によって増減するもののみとなっておりまして、令和５年度と検体数の増減はございません。

２０２４（令和６）年度の公共用水域の水質測定計画（案）につきましては、以上でございます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

この部会で決めた重点化とかの基本的考え方に従った変更ということで、特段イレギュラーな変更とかが生じているわけでもございませんし、その判断につきましては、これまでの観測値に基づいて適切に判断いただいておりますので、特段問題ないかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

それでは、次、資料１－５、２０２４年度地下水の水質測定計画（案）についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（坂口副主査）】　　大阪府環境保全課の坂口でございます。私から資料１－５について御説明いたします。

それでは、資料１－５、２０２４年度地下水の水質測定計画（案）についてを御覧ください。

まず、１番の概況調査につきましては、府域をメッシュに分割し、順次調査していくローリング方式のみで実施しております。

令和６年度の測定地点は６５地点で、令和５年度からは１地点減少しています。地点数の減少は、東大阪市においてローリング地点数が変更されたことによるものです。測定地点の場所は、令和５年度から全て変更されております。

次の２番、継続監視調査について御説明いたします。

令和６年度は８８地区１０７地点の測定で、令和５年度の計画から全体として２地区１点増加しております。

表２は継続監視調査における測定項目ごとの変更内容の一覧です。令和５年度からの増減とその理由をお示ししております。

続きまして、２ページ目の表３ですけれども、継続監視調査における地点ごとの変更の調査一覧です。上から順に御説明いたします。

新規追加が２地点ございます。こちらは、新たな汚染が判明したことにより追加されるものです。

地点変更が１地点ございます。こちらは、井戸が調査不能になったことにより代替井戸に変更したもので、全体の地点数の増減はありません。

終了は３地点ございます。Ｔ－５３－１とＴ－１９８の２地点は、井戸が調査不能となったため終了する地点です。Ｔ－２１８－２は、令和５年度調査にて通常の終了要件を満たした地点です。

次の令和５年度までの調査結果により終了とする可能性のある地点ですけれども、今年度は現時点でその可能性がある地点はございません。

最後の既存のローリング調査による増減につきましては、令和５年度は調査実施なしで、令和６年度が調査実施となる地点が２地点ございます。

以上で地下水の水質測定計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

従来の概況調査とか、それから継続監視調査の枠組みに従っての地点の変更等ということでございまして、継続監視云々というところにまだ超過している部分というのは残っていますけれども、新たに特筆すべき点は、事項・案件というようなものがあるわけではございませんので、これまでのルールにのっとって、粛々とこの辺りのモニタリングをしながら、汚染井戸とか汚染状況を把握して、今後の対策というところにつなげていっていただきたいなと思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料１－６、２０２４年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）についてということで、説明を事務局からお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】　　資料１－３から１－５までで御説明いたしました公共用水域及び地下水についての測定計画をまとめたものが資料１－６の測定計画（案）でございます。

目次によりまして、その構成について御説明いたします。

１ページからは公共用水域の内容を記載してございます。２０２３年度計画からの主な変更部分は、中身に網かけして表示してございます。

３ページに目的、測定地点及び測定期間等の記載がございます。

４ページから１５ページまで、測定項目、測定回数、測定地点の地図等について記載しております。

次に、１６ページから２１ページまでが、河川における測定地点ごと、測定項目ごとの測定回数を示した測定回数一覧表でございまして、２２、２３ページの海域における測定回数一覧表とともに、令和６年度の測定計画で主に変更を行ったところでございます。

次に、２４ページから２６ページにかけては、別表１－３としまして、各項目の測定方法をお示ししております。

２７ページから２９ページに環境基準値及び評価方法について記載しております。

３０、３１ページに水域類型指定一覧表を掲載してございます。

３３ページ以降が地下水質の内容になります。

３５ページから３７ページまで、目的、測定地点及び測定期間、測定項目、測定回数等の本文の記載がございます。

３８、３９ページに測定地点の地図、４０ページに測定地点等の総括表、４１ページから４５ページにかけて測定地点一覧表を載せております。

４６、４７ページが測定方法、環境基準値等一覧表となっております。

４９ページに参考資料という記載がございまして、５１ページから５４ページまで公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方を掲載しております。

５５ページには、地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の終了判断についての基本的考え方を掲載しております。

なお、測定方法、評価方法、注、備考などで網かけをしている部分がございますが、書きぶりを変更しただけで、内容についての変更はございません。

以上で２０２４（令和６）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

それでは、ここまで資料１－５までのところでいろいろと概況と状況等も御説明いただきまして、それぞれで御説明いただいた内容がこのような形で最終的に部会報告としてまとめられているということでございますが、特段それまでの議論と矛盾するような内容が含まれているわけではございませんので、問題ないかと判断をしておりますけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました水質測定計画（案）をもって部会報告とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、本部会の決議が審議会の決議となるということになっておりますので、皆さん、御承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で議題（１）につきましては審議終了とさせていただきます。ありがとうございます。

引き続きまして、議題（２）その他ということでございますが、事務局のほうから説明があると聞いております。資料２、大阪府環境審議会水質部会運営要領新旧対照表につきまして、説明よろしくお願いいたします。

【事務局（田渕補佐）】　　環境管理室環境保全課の田渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水質部会の運営要領につきまして、昨年１２月２７日に開催されました環境審議会において改正をされましたので、資料２の新旧対照表により説明申し上げます。

本府では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画を環境審議会の御答申を踏まえまして令和４年１０月に策定をして、豊かな大阪湾の保全・再生・創出に取り組んでおります。このような取組みを加速するためには、民間事業者などによる大阪湾の環境改善に資する取組みを支援することが重要と考えておりまして、次年度、万博会場周辺海域での藻場創出の補助事業を実施予定としております。このような事業の審査を水質部会で行っていただけますように改正を行ったところでございます。

まず、第２の所掌事項等のところにつきまして、（６）といたしまして、瀬戸内法に基づく府県計画の作成を明文化いたしました。

その上で、（７）に府県計画の推進に資する事業の審査を行うという文言を追加しております。

また、こういった事業の審査内容に関する専門的な知識をお持ちの方に専門委員として入っていただけますよう、第３の組織の３におきまして、「部会に属する委員及び専門委員の所掌する事項をあらかじめ定める」ということといたしました。

なお、現在の委員の皆様におかれましては、全ての事項を所掌いただくということとさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

藻場の創出とか、そういった案件がこの水質部会の取扱案件という形で追加されたということで、そこについての対応ということになります。来年度からもう少し皆さんのお力をさらにお貸しいただきたいと思います。

中でも特に専門委員云々というところがございまして、所掌事項を決めますよということで書かれております。専門委員につきましては、特にそういった藻場だとかになると、なかなか現在委員をしていただいている先生方の専門分野からずれてきたりとかということもあって、そういった水質部会で取り扱う広範な内容に応じて、必要に応じて専門委員という形でその専門の方をメンバーに加えて議論したいということです。そのときにどんどん肥大化していくとなかなか議論も進みにくくなるというところもあるだろうということで、そういった個別案件のみを所掌するような委員を追加するなどして、機動的に会の運営をさせていただいたということでございます。

ということで、より適切なメンバーでもって所掌する内容について議論をしていこうということでございますので、特段何か問題が起こるような改正ではないとは理解しておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ということで、承認とさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから言われています案件は以上でございますけれども、委員の皆様のほうから何か追加で案件等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局（橋本参事）】　　事務局でございます。次回の部会でございますけれども、３月の開催を予定しております。年度末のお忙しい時期とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。開催の詳細が決まりましたら、また御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

特にそのほかはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにはないようですので、本日の議事はこれにて終了とさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な審議に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（橋本参事）】　　岸本部会長、委員の皆様、本日は長時間の御審議ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境管理室長の小林より御挨拶を申し上げます。

【事務局（小林室長）】　　環境管理室長の小林でございます。会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日部会で御審議をいただきまして、２０２４年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、これを答申という形でまとめていただきまして、大変ありがとうございます。本日の審議を踏まえまして、来年度の水質測定計画を策定し、関係機関と連携して、引き続き適切な常時監視を行っていきたいと思います。

また、本日御報告しました大阪府環境審議会水質部会運営要領の改正につきまして、委員の皆様には新たに追加しました事項に関しても御審議いただくことになります。水質部会、大変多岐にわたり検討いただいておるところでございますけれども、また御審議いただく内容がますます多岐にわたることになるということで、よろしくお願いします。

今後とも委員の皆様には、引き続き、幅広い範囲にわたって専門的な見地からの検討を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局（橋本参事）】　　それでは、これをもちまして、令和５年度第２回大阪府環境審議会水質部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

（午後２時４５分　閉会）